

入間市市民活動センターの使用登録について

1 登録できる団体の条件

入間市市民活動センターは、市民の営利を目的としない自主的な社会貢献活動を支援するための施設として設置しました。そのため、センターを使用するに当たっては、事前に登録をする必要があります。登録をすることができる団体は、次のとおりです。

1. 特定非営利活動法人（NPO法人）
2. 公共又は公益活動を行う団体
3. まちづくりのためのボランティア団体

2 登録に必要な書類

登録を希望される団体は、「入間市市民活動センター登録・登録変更申請書」「団体登録調査票」に必要な事項を記入し、下記のその他必要な書類を添付して、市役所自治文化課へ直接提出してください。

登録の可否は、申請内容により審査し、後日（1週間から10日位）通知いたします。

◆その他必要な書類

- | | |
|-----------------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 会則 | <input type="checkbox"/> 予算・決算書 |
| <input type="checkbox"/> 活動報告・計画書 | <input type="checkbox"/> 会員名簿 |

なお、登録の適否に関しては、特定非営利活動促進法第2条（定義）第1項を参考に判断いたします。

◆特定非営利活動促進法 <抜粋>

（定義）第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

別表（第二条関係）

一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
二 社会教育の推進を図る活動	十三 子どもの健全育成を図る活動
三 まちづくりの推進を図る活動	十四 情報化社会の発展を図る活動
四 観光の振興を図る活動	十五 科学技術の振興を図る活動
五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	十六 経済活動の活性化を図る活動
六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	十七 職業能力の開発又は雇用の機会の拡充を支援する活動
七 環境の保全を図る活動	十八 消費者の保護を図る活動
八 災害救援活動	十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
九 地域安全活動	二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動
十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	
十一 国際協力の活動	

問い合わせ・提出先

入間市役所 自治文化課 自治振興担当 TEL 04-2964-1111（内線 2142）

○入間市市民活動センター条例（一部抜粋）

（使用者の登録等）

第6条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ登録しなければならない。

2 前項の登録をすることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 特定非営利活動法人(NPO 法人)
- (2) 公共又は公益活動を行う団体
- (3) まちづくりのためのボランティア団体
- (4) その他市長が特に認める団体

3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる者はセンターを使用することができる。

- (1) 公用で使用する者
- (2) その他市長が特に認める者

○入間市市民活動センター条例施行規則（一部抜粋）

（登録の取消）

第4条 前条の規定により登録の決定を受けた者(以下「登録団体」という。)が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により登録を行ったと認められるとき。
- (2) 営利を目的とすると認められるとき。
- (3) 公序良俗に反する活動が行われていると認められるとき。
- (4) 宗教の教義を広め、信者を勧誘し、又は教化育成することを目的とすると認められるとき。
- (5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とすると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項に規定する登録の取消しを行ったときは、入間市市民活動センター登録取消通知書(様式第3号)により、当該登録団体に通知するものとする。

（禁止行為）

第8条 施設等の使用の許可を受けた者及び入所者(以下「使用者等」という。)は、センター内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利行為
- (2) 許可を受けずに物品の販売等を行うこと。
- (3) 許可を受けずに印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。
- (4) その他市長が管理上支障があると認める行為